

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	佐藤 茂
登録番号又は法人番号	1 3 0 3 1 2 6 3
所属する単位会	岩手県行政書士会
事務所名称	きたかみ行政書士事務所
事務所所在地	岩手県北上市大通り三丁目7番48号
処分年月日	令和4年7月28日
処分内容（種類）	会員の権利の停止3ヶ月（令和4年8月1日～10月31日）
上記処分をした理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する補助者が車庫証明の書類作成に際し、本来申請者が記名すべき保管場所使用権限疎明書面について、申請者の了解を得ることなく、第三者に業務で知り得た申請者の住所氏名車両購入等の情報を漏洩させるとともに、申請者の氏名等を代筆させた。</li> <li>・このことは、同補助者について刑法第159条（私文書偽造等）に抵触し、被処分者については、補助者が同行為をすることを知らなかった事実は認められるとはいえ補助者の指揮命令及び監督を怠ったものであり、行政書士法第10条、第13条、第19条の3に違反しており、行政書士の信用・品位を害し、岩手県行政書士会会則第90条に違反するものである。</li> </ul>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務）  行政書士法第13条（会則の遵守義務）  行政書士法第19条の3（行政書士の使用人等の秘密を守る義務）  日本行政書士会連合会会則第59条（会員の責務）  日本行政書士会連合会会則第62条第1項（法令、会則の遵守等）  岩手県行政書士会会則第86条（責務）  岩手県行政書士会会則第90条（正常な業務）  岩手県行政書士会会則第38条（補助者設置届等）  岩手県行政書士会補助者規則第5条（会員の責務）第1項</p>